定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社グルメ杵屋と称し、英文では
ＧＯＵＲＭＥＴ　ＫＩＮＥＹＡ　ＣＯ.，ＬＴＤ. と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　次に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること

２　給食業

３　飲食店および食品店の経営

４　食料品の加工および販売

５　旅館およびホテルの経営

６　土地、建物、店舗および駐車場の売買、賃貸および仲介業務

７　文化教室、学習塾の経営および講演会、セミナーの企画、運営

８　鉄道事業、索道事業および自動車運送事業

９　フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集および指導業務

１０　飲食店運営に関するコンサルティング業務

１１　通関業および保税倉庫業

１２　卸売業

１３　地方卸売市場の経営および管理

１４　生命保険代理業および損害保険代理業

１５　労働者派遣事業

１６　日本語学校および語学学校の経営

１７　上記に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

１　取締役会

２　指名委員会、監査委員会および報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）

３　執行役
４　会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、８，０００万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

１　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３　株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利
４　次条に掲げる権利

（単元未満株式の売渡請求）

第１０条　　当会社の単元未満株式を有する株主は､株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規程）

第１１条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第１２条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備

置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（基準日）

第１３条　　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株　主　総　会

（招　集）

第１４条　　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第１５条　　株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役または執行役がこれを招集し、議長となる。

２．当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示）

第１６条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１７条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１９条　　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第２０条　　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任）

第２１条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２２条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会議長）

第２３条　　取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会議長１名を選任する。

（取締役会の招集権者）

第２４条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

２．取締役会議長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

（取締役会の招集通知）

第２５条　　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２６条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第２７条　　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名する。

（取締役の責任免除）

第２８条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことにおい

て、取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第２９条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章　　指名委員会等

（指名委員会等の委員の選定）

第３０条　　指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

（指名委員会等に関する規則）

第３１条　　指名委員会等に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか、各指名委員会等が定める委員会規程等による。

第６章　　執行役

（執行役の員数）

第３２条　　当会社の執行役は、１名以上とする。

（執行役の選任）

第３３条　　執行役は、取締役会の決議により選任する。

（執行役の任期）

第３４条　　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

（代表執行役および役付執行役）

第３５条　　取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役１名以上を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、執行役社長１名、執行役副社長、専務執行役、および常務執行役を各若干名定めることができる。

（執行役の責任免除）

第３６条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

（執行役に関する規則）

第３７条　　執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める役員規程による。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第３８条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第３９条　　剰余金の配当は、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うことができる。

（中間配当）

第４０条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４１条　　剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附　　則

（経過措置）

第１条　　第５５期定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会における変更前の定款第３９条の規定はなお効力を有する。

本規定は２０２１年６月２３日改定実施する。